

現 行	改 定	改定の内容
<p style="text-align: center;">施工体制の点検要領</p> <p style="text-align: right;">平成13年 9月25日 助役決裁 一部改正 平成24年10月29日 契約管理担当局長決裁 平成27年 3月18日 契約管理担当局長決裁 平成28年 5月27日 財政局長決裁 令和 4年12月26日 財政局長決裁 令和 6年 3月14日 税務・契約管理担当局長決裁</p> <p>1 目的 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。 本要領は、札幌市が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。</p> <p>2 適用対象 (1) 監理技術者等の専任に関する点検の対象工事 建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）について行うこととする。 (2) 施工体制台帳等に関する点検の対象工事 本要領に基づく点検は、札幌市工事施行規程第2条に規定する工事（設計金額250万円を超える工事）のうち、下請契約を締結して施工する工事について行うものとする。 なお、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを提出しなければならない（公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律第15条）。設計金額が250万円以下の工事であっても、必要に応じて本要領を参考とすること。</p> <p>3 点検の基本 (1) 点検事項 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成12年11月27日公布）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。 (2) 建設業許可部局への通知 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下、「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。 ア 建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号</p>	<p style="text-align: center;">施工体制の点検要領</p> <p style="text-align: right;">平成13年 9月25日 助役決裁 一部改正 平成24年10月29日 契約管理担当局長決裁 平成27年 3月18日 契約管理担当局長決裁 平成28年 5月27日 財政局長決裁 令和 4年12月26日 財政局長決裁 令和 6年 3月14日 税務・契約管理担当局長決裁 令和 7年 6月11日 税務・契約管理担当局長決裁</p> <p>1 目的 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。 本要領は、札幌市が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。</p> <p>2 適用対象 (1) 監理技術者等の専任に関する点検の対象工事 建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000万円以上のもの。）について行うこととする。 (2) 施工体制台帳等に関する点検の対象工事 本要領に基づく点検は、札幌市工事施行規程第2条に規定する工事（設計金額250万円を超える工事）のうち、下請契約を締結して施工する工事について行うものとする。 なお、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを提出しなければならない（公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律第15条）。設計金額が250万円以下の工事であっても、必要に応じて本要領を参考とすること。</p> <p>3 点検の基本 (1) 点検事項 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成12年11月27日公布）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。 (2) 建設業許可部局への通知 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下、「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。 ア 建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号</p>	<p>改定の決裁を追加</p> <p>建設業法施行令による改定</p>

現 行	改 定	改定の内容
<p>に係る部分に限る。)、第12号(同条第9号に係る部分に限る。))若しくは第13号(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。))又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。</p> <p>(3) 工事成績への反映</p> <p>入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。</p> <p>4 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認等</p> <p>(1) 入札前における確認</p> <p>ア 一般競争入札及び公募型指名競争入札の申請者を対象に、配置予定監理技術者の所属及び資格並びに他の工事の従事状況(以下「所属等」という。))について、次の各号の確認を行うこと。</p> <p>(7) 配置予定監理技術者の所属及び資格の確認</p> <p>申請時に提出させる次の書類及び発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>a 健康保険証(写)又は源泉徴収票(写)等雇用関係を確認できる書類</p> <p>b 監理技術者資格者証(写)</p> <p>(4) 配置予定監理技術者の他の工事の従事状況</p> <p>発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>イ 前項の確認の結果、所属等申請の内容に問題がある場合は、当該申請者に事情を確認し、事実であれば、入札参加資格を認めないこと。</p> <p>なお、当該工事の配置予定監理技術者の変更は、本市がやむを得ない事情があると判断した場合以外は認めないこと。</p> <p>(2) 契約後における確認</p> <p>ア 請負金額4,000万円以上(建築一式は8,000万円以上)の工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、当該工事の着手届提出後及び工事実績情報システム(コリンズ)への登録後、次の各号の確認を行うこと。</p> <p>(7) 監理技術者の所属及び資格の確認</p> <p>工事着手届に添付させる次の書類及び発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>a 健康保険証(写)又は源泉徴収票(写)等雇用関係を確認できる書類</p> <p>b 監理技術者資格者証(写)</p> <p>(4) 監理技術者の他の工事の従事状況</p> <p>発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>イ 前項の確認の結果、所属等契約の内容に問題がある場合は、当該契約者に事情を確認し、事実であれば、次の各号のいずれかの処理をすること。</p> <p>なお、当該工事の監理技術者の変更は、本市がやむを得ない事情があると判断した場合以外は認めないこと。</p>	<p>に係る部分に限る。)、第12号(同条第9号に係る部分に限る。))若しくは第13号(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。))又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。</p> <p>(3) 工事成績への反映</p> <p>入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。</p> <p>4 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認等</p> <p>(1) 入札前における確認</p> <p>ア 一般競争入札及び公募型指名競争入札の申請者を対象に、配置予定監理技術者の所属及び資格並びに他の工事の従事状況(以下「所属等」という。))について、次の各号の確認を行うこと。</p> <p>(7) 配置予定監理技術者の所属及び資格の確認</p> <p>申請時に提出させる次の書類及び発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>a 健康保険証(写)又は源泉徴収票(写)等雇用関係を確認できる書類</p> <p>b 監理技術者資格者証(写)</p> <p>(4) 配置予定監理技術者の他の工事の従事状況</p> <p>発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>イ 前項の確認の結果、所属等申請の内容に問題がある場合は、当該申請者に事情を確認し、事実であれば、入札参加資格を認めないこと。</p> <p>なお、当該工事の配置予定監理技術者の変更は、本市がやむを得ない事情があると判断した場合以外は認めないこと。</p> <p>(2) 契約後における確認</p> <p>ア 請負金額4,500万円以上(建築一式は9,000万円以上)の工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、当該工事の着手届提出後及び工事実績情報システム(コリンズ)への登録後、次の各号の確認を行うこと。</p> <p>(7) 監理技術者の所属及び資格の確認</p> <p>工事着手届に添付させる次の書類及び発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>a 健康保険証(写)又は源泉徴収票(写)等雇用関係を確認できる書類</p> <p>b 監理技術者資格者証(写)</p> <p>(4) 監理技術者の他の工事の従事状況</p> <p>発注者支援データベース・システムにより確認すること。</p> <p>イ 前項の確認の結果、所属等契約の内容に問題がある場合は、当該契約者に事情を確認し、事実であれば、次の各号のいずれかの処理をすること。</p> <p>なお、当該工事の監理技術者の変更は、本市がやむを得ない事情があると判断した場合以外は認めないこと。</p>	<p>建設業法施行令による改定</p>

現 行	改 定	改定の内容
<p>裁)によること。 (2)施工体制の把握結果の整理は、別紙-2「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。 (3)工事主任は施工体制の把握結果を、検査時に検査員に報告すること。 (4)点検は工事主任が行うことを原則とし、点検の結果については係長(工事主任の上司)、課長(工事担当)等の確認を受けること。 (5) 二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっているので、注意すること。</p> <p>7 点検結果の取り扱い (1)工事担当課による点検の結果、疑義・問題がある場合は、 ア 点検頻度を増やし、継続調査とする。 イ 3次下請負まで点検範囲を拡大し、必要に応じて管財部との中間調査を行う重点調査対象とする。 ウ 建設業許可部局等への通知・連絡とする。 以上の3つを基本において、工事担当課が措置すべき事項を判断する。 (2)7-(1)の判断に対して、(財)管財部が窓口となり関係部局との調整を行う。 (3)建設業許可部局等への通知・連絡は(財)管財部が行い、建設業許可部局等の判断に基づき、建設契約解除や指名停止の手続は(財)管財部、それ以外は工事等担当課が行うこととする。</p> <p>8 施工体制の把握における留意点 (1)監理技術者の常駐の把握において、夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な場合にあっては、その専任状況、連絡体制を把握する。 (2)掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正：令和4年12月28日付け国不建466～467号)に基づき作成したものを原則とする。 (3)提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」(令和6年3月14日 税務・契約管理担当局長決裁)により作成したものである。この場合にあっては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約(一次下請負となる場合のみ)に関して必要事項を記載するよう求める。 (4)請負契約が単価契約である場合はその旨を記載するよう求める。 (5)施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量(総括)表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める(ただし、詳細になりすぎないように留意する。) (6)施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、建設業許可部局等に通知・連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求めめる前に建設業許可部局に連絡すること。 ア 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があった場合。 イ 一次下請負人の記載漏れがあった場合。 ウ 二次下請より下位の下請負人にあつては、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。 エ 上記イウについては、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後に適用す</p>	<p>裁)によること。 (2)施工体制の把握結果の整理は、別紙-2「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。 (3)工事主任は施工体制の把握結果を、検査時に検査員に報告すること。 (4)点検は工事主任が行うことを原則とし、点検の結果については係長(工事主任の上司)、課長(工事担当)等の確認を受けること。 (5) 二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっているので、注意すること。</p> <p>7 点検結果の取り扱い (1)工事担当課による点検の結果、疑義・問題がある場合は、 ア 点検頻度を増やし、継続調査とする。 イ 3次下請負まで点検範囲を拡大し、必要に応じて管財部との中間調査を行う重点調査対象とする。 ウ 建設業許可部局等への通知・連絡とする。 以上の3つを基本において、工事担当課が措置すべき事項を判断する。 (2)7-(1)の判断に対して、(財)管財部が窓口となり関係部局との調整を行う。 (3)建設業許可部局等への通知・連絡は(財)管財部が行い、建設業許可部局等の判断に基づき、建設契約解除や指名停止の手続は(財)管財部、それ以外は工事等担当課が行うこととする。</p> <p>8 施工体制の把握における留意点 (1)監理技術者の常駐の把握において、夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な場合にあっては、その専任状況、連絡体制を把握する。 (2)掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正：令和4年12月28日付け国不建466～467号)に基づき作成したものを原則とする。 (3)提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」(令和7年6月11日 税務・契約管理担当局長決裁)により作成したものである。この場合にあっては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約(一次下請負となる場合のみ)に関して必要事項を記載するよう求める。 (4)請負契約が単価契約である場合はその旨を記載するよう求める。 (5)施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量(総括)表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める(ただし、詳細になりすぎないように留意する。) (6)施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、建設業許可部局等に通知・連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求めめる前に建設業許可部局に連絡すること。 ア 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があった場合。 イ 一次下請負人の記載漏れがあった場合。 ウ 二次下請より下位の下請負人にあつては、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。 エ 上記イウについては、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後に適用す</p>	<p>決裁年月日等を更新</p>

新旧対照表(施工体制の点検要領)令和7年6月

現 行	改 定	改定の内容
<p>る。</p> <p>(7)施工体系図等の工事現場での掲示に関して、維持工事など工事場所が移動する工事については、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していれば良いことに留意すること。</p> <p>(8)共同企業体における配置技術者は、すべての構成員が監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を配置しなければならないことに留意すること。 (参考:「札幌市工事等共同企業体取扱要綱」平成14年9月27日 財政局理事決裁)</p> <p>(9)契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条の不開示情報(同条第2号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に努めること。</p> <p>(10)施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと(参考:「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成31年3月29日付け改正国土建504号))。また、施工体制台帳の活用にあたっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等、効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないように努めること。</p> <p>9 その他</p> <p>(1)工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、札幌市において、工事現場の立入点検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努める。</p> <p>(2)発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、コリンズへの登録の受領書を早期に提出させること。</p> <p>(3)施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等に、適切かつ有効に活用すること。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成13年10月1日以降入札の工事に適用する。 この要領は、平成24年11月1日以降に契約する工事に適用する。 この要領は、平成27年4月1日以降に契約する工事に適用する。 この要領は、平成28年6月1日から適用する。 この要領は、令和5年1月1日から適用する。 この要領は、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>る。</p> <p>(7)施工体系図等の工事現場での掲示に関して、維持工事など工事場所が移動する工事については、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していれば良いことに留意すること。</p> <p>(8)共同企業体における配置技術者は、すべての構成員が監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を配置しなければならないことに留意すること。 (参考:「札幌市工事等共同企業体取扱要綱」平成14年9月27日 財政局理事決裁)</p> <p>(9)契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条の不開示情報(同条第2号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に努めること。</p> <p>(10)施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと(参考:「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成31年3月29日付け改正国土建504号))。また、施工体制台帳の活用にあたっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等、効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないように努めること。</p> <p>9 その他</p> <p>(1)工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、札幌市において、工事現場の立入点検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努める。</p> <p>(2)発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、コリンズへの登録の受領書を早期に提出させること。</p> <p>(3)施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等に、適切かつ有効に活用すること。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成13年10月1日以降入札の工事に適用する。 この要領は、平成24年11月1日以降に契約する工事に適用する。 この要領は、平成27年4月1日以降に契約する工事に適用する。 この要領は、平成28年6月1日から適用する。 この要領は、令和5年1月1日から適用する。 この要領は、令和6年4月1日から適用する。 この要領は、令和7年7月1日から適用する。</p>	<p>適用の年月日を追加</p>